

今治市水道部から 水道管洗浄作業のお知らせとお願い

令和3年10月

平素は、水道事業にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
この度、水道水の濁り水の発生を防止するため、水道管の洗浄作業を下記のとおり実施します。皆さまには、ご迷惑をお掛け致しますが、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

日 付：令和3年10月28日(木) ～ 令和3年10月29日(金)

時 間：午後1時から翌朝5時まで（28日の夜間）

対象区域：今治市中寺254-4地先 ～ 八町東6丁目5-30地先、
今治市中寺552地先 ～ 中寺408-5地先

（詳細は、裏面 区域図による。）

作 業 者：今治市水道部水道工務課、今治市管工事業協同組合

作業内容：対象地区内又はその周辺の消火栓、排泥弁での水道管洗浄作業
（雨天でも作業は実施する予定ですが、急な荒天の場合は、予告なく中止することがあります。）

〔洗浄作業時間帯は、次のことに注意してください。〕

- 1) 水道水の濁りの原因となりますので、水道水が必要な場合は、事前にくみ置きをしていただき、水道水の使用は控えてください。
- 2) エコキュートなどの貯水型の給湯器を設置している方は使用しないでください。作業時間帯に使用すると濁り水が宅内配管に流入する原因となる可能性があります。
- 3) 個人住宅の水道管洗浄を行うものではありません。（今治市水道部では、宅内配管の洗浄は、行っていません。）

〔洗浄作業時間終了後は、次のことに注意してください。〕

- 1) 使用時に、濁り水や空気の入り込んだ白い水が出る場合があります。その場合は、しばらく蛇口（※）にて水道水を出していただくと綺麗な状態に戻ります。
（※ 冷温水が出る混合水栓ではない蛇口や浄水機能がない蛇口での作業が望ましいです。）
- 2) 蛇口から出る水が綺麗であることの確認後、浄水器やエコキュートなどの貯水型の給湯器を使用してください。各機器に、濁水の影響が出ないよう対応をお願いいたします。

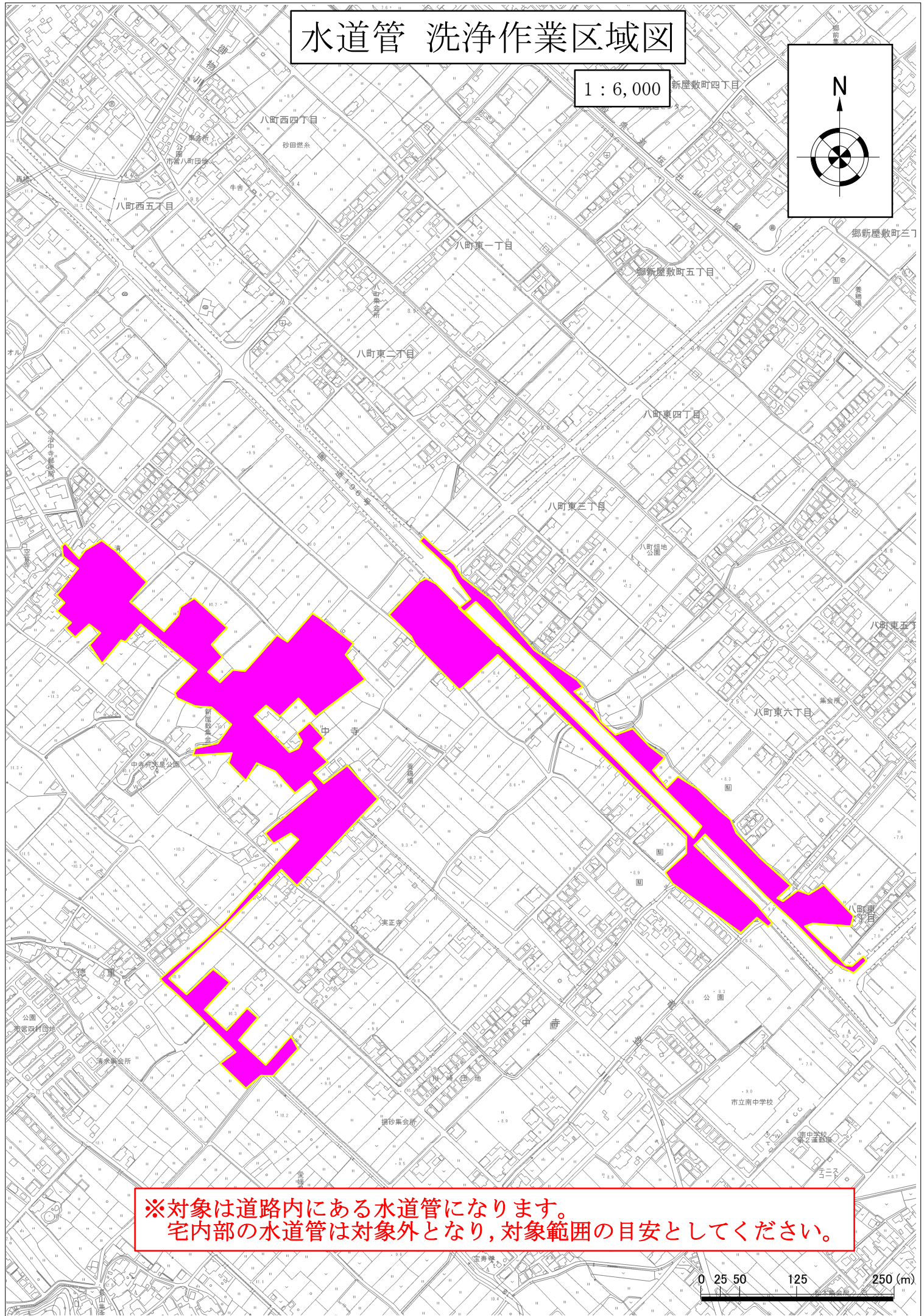
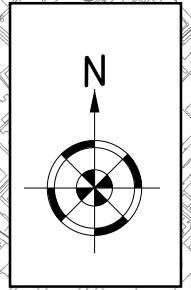
お問合先：今治市水道部水道工務課管理担当係

TEL：0898-36-1575（8：30～17：15）

水道管 洗淨作業区域図

1 : 6,000

新屋敷町四丁目



※対象は道路内にある水道管になります。
宅内部の水道管は対象外となり、対象範囲の目安としてください。

0 25 50 125 250 (m)